

## 博士学位請求論文審査報告書

申請者： よけもとまさふみ  
除本理史  
論文題目： 「環境被害ストック」に関する責任と費用負担  
—環境再生のための政治経済学的一考察—

### 1. 論文の主題と構成

1970年代の初頭、先進諸国を中心に、いわゆる環境政策が登場した。以来、30数年が経過したが、これまでの環境政策は、伝統的な汚染防止政策に見られるように、後始末型・対症療法型の「フロー対策」にとどまってきたという限界が指摘されている。とくに歴史的に累積してきた環境被害（本論文では「環境被害ストック」と呼ばれている）にかかわる対策が、必ずしも十分なものではなかったといえる。

他方、とくに1990年代の後半以降、これまでに累積してきた環境被害を除去・修復することによって環境の再生をめざす取り組みが、世界の各地で広がりを見せつつある。こうした環境再生への取り組み動向は、「環境被害ストック」の除去・修復、さらには累積予防にかかわる対策のあり方が、これからの環境政策における重要な焦点の一つとなりつつあることを示している。

本論文は、上記のような従来までの環境政策にみる限界と最近の新たな動向を念頭におきながら、「環境被害ストック」の除去・修復・累積予防にかかわる責任、および、それを踏まえた費用負担の原理をどのように確立していくべきかについて、幾つかの環境汚染問題に関する事例研究をふまえて検討しようとしたものである。

本論文の章別構成は、以下のようになっている。

序 章：本稿の課題と構成

第1章：海洋汚染による「環境被害ストック」の除去・修復  
—熊本水俣病事件の事例—

第2章：大気汚染による「環境被害ストック」の除去・修復  
—健康被害の救済を中心に—

第3章：大気汚染による「環境被害ストック」の累積予防  
—自動車排ガス汚染対策を中心に—

第4章：海洋汚染による「環境被害ストック」の累積予防  
—油濁被害の事例—

終 章：「環境被害ストック」に関する責任と費用負担

補章1：大気汚染公害における「未認定」問題

補章2：PM減少装置装着費に関する費用負担の試算

序章では、本論文における理論的枠組みの検討として、「環境被害ストック」の定義と構成要素、環境コスト負担論、「応因原理」の独自の意義とそこでの責任論の重要性について論じている。第1章および第2章では、「環境被害ストック」に関する事後的対策（除去・修復）についての事例研究、第3章および第4章は、「環境被害ストック」に関する事前的対策（累積予防）についての事例研究が行われている。これらは、環境汚染の類型としてみれば、海洋汚染問題（第1章および第4章）と大気汚染問題（第2章および第3章）を取り扱った事例研究となっている。そして、終章では、上記のような4つの事例研究にもとづいて、「環境被害ストック」の除去・修復・累積予防のために、今後、確立されていくべき責任論と費用負担の原理について、著者独自の問題提起が行われている。

## 2. 各章の概要

まず序章では、「環境被害ストック」の定義と構成要素について述べられ、続く各章での事例研究のための理論的枠組みとして、環境コスト負担論の分析視角が検討されている。ここでは、とくに環境汚染への対策においては「応益原理」とは異なる独自の意義をもつ「応因原理」の確立が必要であり、また、この「応因原理」を環境コストの負担原則として確立する上では、それを責任論によって基礎づけることの重要性が述べられている。

第1章では、海洋汚染によってもたらされてきた「環境被害ストック」への事後的対策の事例として熊本水俣病事件が検討される。これは、「フロー対策」の不備によって「環境被害ストック」が累積してきた典型事例である。ここでは、メチル水銀汚染による「環境被害ストック」の概要が明らかにされた上で、その除去・修復のためのコスト——漁業補償、健康被害に対する補償・救済、公害防止事業、地域再生・振興のそれぞれに要した対策費用——の積み上げによって、この事件がもたらしてきた環境コストの規模が約2500億円に上ることが明らかにされている。さらに、これらの環境コストにかかわる財源負担の仕組みと実態について考察が行われ、こうした環境コストをもたらした原因企業（チッソ）、および、国や自治体などの負担割合が推計されている。ここで示されている負担割合は、著者が初めて独自の推計を行ったものである。また著者は、以上の対策費用によって、累積してきた「環境被害ストック」がどこまで除去・修復されたかについても検討を加えている。

第2章では、大気汚染によってもたらされてきた「環境被害ストック」への事後的対策の事例として健康被害の救済制度が検討されている。大気汚染による健康被害は、水俣病と並んで、「フロー対策」の不備によって「環境被害ストック」が累積してきた典型事例であり、また、この大気汚染は、固定発生源から移動発生源へと発生源を変化させつつ、都市部を中心にいまなお深刻な被害を発生させ、累積させているという点で、重要な事例である。ここでは、大気汚染公害による「環境被害ストック」の概要、公害健康被害補償制度の概要が示され、そのもとでの環境コストの規模が検討されている。とくに国の公害健

健康被害補償制度については単年度毎の財源別割合が定量的に明らかされ、また、地方自治体レベルでの制度も含めた健康被害の救済コストの規模と費用負担の実態が分析されている。そして、こうした分析結果にもとづいて、健康被害の救済コストについては移動発生源関連の負担を拡大していくことが望ましいこと、また現状では、その移動発生源関連の負担が自動車ユーザーに偏っていることなど、幾つかの重要な指摘が行われている。さらに、こうした大気汚染による健康被害がどこまで救済されたかについても検討されている。

続く第3章では、前章を受けて、大気汚染による「環境被害ストック」の累積予防（事前的対策）の事例として、今日の都市部における主要な発生源となっている自動車排ガスの低減対策が検討されている。ここでは、日本の自動車排ガスの低減対策が、自動車メーカーやユーザーに対する直接規制を中心としたものになっており、自動車メーカーに対しては規制基準を超えてまで排ガス低減を進めるインセンティブをもっていないこと、またユーザーに対しては規制対応費用の負担が重くのしかかっていること、などの問題点が指摘され、その定量的な根拠が示されている。そして、今後における対策の改善方向として、自動車メーカーによる発生源対策をさらに強化していくべきことが強調されている。

第4章では、海洋汚染による「環境被害ストック」の累積予防（事前的対策）の事例として、油濁汚染対策が検討されている。日本の周辺海域における海洋汚染の発生確認件数のうち最も多いのが油濁汚染に起因するものであり、タンカー事故等によって石油の流出が起きた場合、緊急に行われる流出油の回収や清掃は、こうした油濁汚染を「環境被害ストック」として累積させないための予防的な対策措置であるが、ここでは、こうした予防的な対策措置の費用を含む油濁汚染の被害補償の仕組みとその問題点について、とくにアジア地域における2つのタンカー事故のケースを取り上げ、それらの丹念な調査にもとづく検討が行われている。

以上のような4つの事例研究をもとにして、終章では、「環境被害ストック」の除去・修復・累積予防にかかわる責任論と費用負担の原理について、著者の試論的な見解が示されている。そこでは、環境汚染の問題においては、「応益原理」とは異なる独自の意義をもつ「応因原理」の確立がますます重要となっていることを再確認した上で、他方では、従来までの直接的な「応因原理」だけでは十分に根拠づけることが難しい現実の諸事例を受けとめ、そこに「拡大」された「応因原理」（拡大応因原理）の確立という新しい理論的課題があることが示されている。そして著者は、この「拡大応因原理」を基礎づけるために、“構造的間接惹起責任”という新しい責任論を試論的に提起している。

なお、補章1は、第1章、第2章を補うものとして、健康被害の救済における「未認定」患者をめぐる問題を大気汚染と水俣病に関して比較検討したものである。また補章2は、第3章を補うものとして、自動車排ガスの低減対策に関する規制対応費用の負担実態を推計する際に用いた資料と試算方法を示したものである。

### 3. 評価

以上が、本論文における主な内容を要約したものであるが、本論文がもつ積極的な意義は、次のような諸点に見いだすことができる。

第1に、本論文の意義は、これまでの環境政策にみられる限界として指摘されてきた「環境被害ストック」にかかわる対策に検討の焦点を当て、それらの重要な諸事例を取り上げながら、環境コストの規模およびその費用負担面での実態に迫る手堅い分析と考察を丹念に行っている点にある。とくに熊本水俣病事件をめぐる環境コストの規模および費用負担の実態にかかわる独自の推計を示した点は、著者によるオリジナルな成果として高く評価されてよい。著者は、すでに本論文に収録されている一連の研究成果を、環境経済・政策学会、日本環境学会、地域漁業学会等の関係学界において意欲的に発表し、それらの関係学界からも一定の評価を受けている。

第2に、本論文の意義は、財政学や環境経済学の分野で議論されている費用負担論についての批判的な検討を通じて、環境コスト負担原則における「応因原理」の意義と重要性を再確認しつつ、他方では、従来までの直接的な「応因原理」がもつ限界性も明らかにし、それを乗り越えていくための新たな理論的課題を独自に提起している点にある。

しかし、本論文には幾つかの限界や問題点があることも否めない。

第1に、本論文で扱われている4つの事例に関する研究はそれぞれに重要なものであるが、「環境被害ストック」にかかわる対策とそこでの責任論や費用負担のあり方の検討という点からいえば、この間に世界各地で顕在化し、ますます大きな問題となってきた土壌汚染のストック処理をめぐる事例の研究がすっぽりと抜け落ちてしまっている点が惜しまれる。また、環境再生という本論文におけるメインタイトルとの関連でいえば、近年、世界各地で始まっている「自然再生」への取り組みにかかわる事例研究も必要だったといえる。ただし、これらの点は、著者による今後の研究の進展として大いに期待されることであって、必ずしも本論文の意義そのものを低めるものではない。

第2に、本論文にみるより大きな限界ないし問題点は、そこで独自に提示されている「応因原理」、および、その「拡張」(①「直接的な環境被害」のみではなく「間接的・累積的な環境被害」への適用範囲の「拡張」、および、②「直接的な原因者」のみではなく「間接的・構造的な原因者」への適用範囲の「拡張」という2つの側面がある)としての「拡大応因原理」、また、その基礎づけのための“構造的間接惹起責任”という著者独自の新しい責任論などが、残念ながら、あくまで一つの「試論」としての提起にとどまっていることである。この点でいえば、たとえば財政学の分野における租税負担原則をめぐる伝統的な議論との理論的な格闘作業などが不可欠となるが、本論文では、ごく簡単なサーベイで済まされている。また、終章で提起されている“構造的間接惹起責任”という新しい責任論の提起も、それがより説得的なものとなるためには、その理論的基礎と具体的な内容について、今後、さらに一層深めた議論が求められるといわざるを得ない。

以上のとおり、本論文には、著者独自の着目と視点からの意欲的な研究としての積極的

な意義が認められるが、他方では、なお不十分と思われる限界や問題点が指摘しうる。しかし、著者は、所定の口頭試問においてわれわれ審査員から指摘された上記の限界や問題点についての的確な受け答えを行い、その後、二度にわたるリライトを通じて、それらの限界や問題点に一定の改善を加えた最終論文を提出してきた。

われわれ審査員一同は、上記の口頭試問、および、その後のリライトを経た最終論文の内容に対する総合的な評価にもとづいて、著者の除本理史氏に、一橋大学博士（経済学）の学位を授与することが適当であると判断するものである。

2005年2月5日

審査員 久保庭真彰  
寺西 俊一  
中村剛治郎  
永井 進  
山下 英俊  
(50音順)